

令和4年11月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年11月14日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

提案理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る国家公務員の育児休業等に関する法律の改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、育児休業等の取得要件を緩和するとともに、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずる必要があるため、かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を令和4年10月1日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分とする。

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（別紙のとおり）

令和4年10月1日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年10月1日専決処分

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「第3条の2第3号及び第3条の3において」を「以下」に、「いう。）（」の次に「当該子の出生の日から第5条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日」を、「該当する場合にあつては、」の次に「当該子が」を加え、「特定職に引き続き」を「引き続いて特定職（任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職をいう。以下同じ。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア中(ウ)を(イ)とし、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第3条の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第3条の2第2号中「この条及び次条第1号において」を削り、同条第3号中「養育するため、

非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育するために育児休業をしようとする非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第5条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、広域連合企業長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」を「（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して）」に改め、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第3条の2第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条の3中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育するために育児休業をしようとする非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第5条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子を養育する非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第3条の3に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に改め、「伴い、当該」の次に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「引き続き採用される」を「採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第5条の2 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第16条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第5条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第2号

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）

第1章 水道事業

第1条 令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	令和10年度まで	79,680千円
水道料金等徴収検針業務委託に係る経費	令和10年度まで	2,774,000千円

第2章 水道用水供給事業

第1条 令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支		出	
第1款 水道事業費用	6,501,047千円	93,000千円	6,594,047千円
第1項 営業費用	6,199,547千円	93,000千円	6,292,547千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	令和10年度まで	19,920千円

令和4年11月14日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

補正予算に関する説明書

第1章 水道事業

債務負担行為に関する調書
(水道事業)

(本年度提出に係る分)

【追加】

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	千円 79,680	—	—	令和10年度まで	千円 79,680	千円	千円 21,266	千円	千円 58,414
水道料金等徴収検針業務委託に係る経費	2,774,000	—	—	令和10年度まで	2,774,000				2,774,000

(本年度議決済みに係る分)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
集中監視設備更新に係る経費	千円 363,000	—	—	令和5年度まで	千円 363,000	千円	千円 99,000	千円	千円 264,000
木更津市域配水管改良に係る経費	356,000	—	—	令和5年度まで	356,000		83,067		272,933
君津市域配水管更新に係る経費	185,000	—	—	令和5年度まで	185,000		43,167		141,833
富津市域配水管更新に係る経費	332,000	—	—	令和5年度まで	332,000		77,467		254,533
袖ヶ浦市域配水管改良に係る経費	238,000	—	—	令和5年度まで	238,000		55,533		182,467
上烏田浄水場配水池等更新基本設計業務委託に係る経費	19,000	—	—	令和5年度まで	19,000				19,000
水道施設強靱化に向けた対策検討業務委託に係る経費	17,000	—	—	令和5年度まで	17,000				17,000
伊豆島配水池等耐震化基本計画策定業務委託に係る経費	8,000	—	—	令和5年度まで	8,000				8,000
中台浄水場系基幹管路耐震化基本計画策定業務委託に係る経費	7,000	—	—	令和5年度まで	7,000				7,000

(過年度議決済みに係る分)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国庫補助金	出 資 金	そ の 他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
木更津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	588,000	—	—	令和6年度まで	588,000				588,000
君津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	787,000	—	—	令和6年度まで	787,000				787,000
かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託に係る経費	470,000	令和2年度から令和3年度まで	156,477	令和5年度まで	313,523		74,617		238,906
富津市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	404,000	令和3年度	128,436	令和5年度まで	275,564				275,564
袖ヶ浦市域水道施設運転管理業務委託に係る経費	391,000	令和3年度	112,134	令和5年度まで	278,866				278,866

第 2 章 水道用水供給事業

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
 （水道用水供給事業）

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費			千円 6,501,047	千円 93,000	千円 6,594,047	
	1. 営業費用		6,199,547	93,000	6,292,547	
		2. 送水費	701,343	93,000	794,343	水道事業及び構成団体への送水に要する費用

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(水道用水供給事業)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	130,170	△ 84,545	45,625
減価償却費	2,386,188	0	2,386,188
固定資産除却費	33,531	0	33,531
引当金の増減額(△は減少)	19,876	0	19,876
長期前受金戻入額	△ 277,872	0	△ 277,872
受取利息及び受取配当金	△ 2	0	△ 2
支払利息	78,626	0	78,626
未収金の増減額(△は増加)	9,014	55,211	64,225
未払金の増減額(△は減少)	331,788	△ 159,015	172,773
前払金の増減額 (△は増加)	0	189,680	189,680
小計	2,711,319	1,331	2,712,650
利息及び配当金の受取額	2	0	2
利息の支払額	△ 78,626	0	△ 78,626
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,632,695	1,331	2,634,026
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形固定資産の 取得による支出	△ 1,934,853	△ 436,038	△ 2,370,891
国庫補助金等による収入	138,261	0	138,261
特定収入割合5%超えによる控除 対象外消費税及び地方消費税	△ 12,548	0	△ 12,548
投資に係る未払金等債務の増減額 (△は減少)	56,611	△ 492,619	△ 436,008
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,752,529	△ 928,657	△ 2,681,186
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるため の企業債による収入	300,000	0	300,000
建設改良費等の財源に充てるため の企業債の償還による支出	△ 782,385	0	△ 782,385
他会計からの出資による収入	10,100	0	10,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 472,285	0	△ 472,285
資金増加額 (又は減少額)	407,881	△ 927,326	△ 519,445
資金期首残高	5,511,323	1,322,147	6,833,470
資金期末残高	5,919,204	394,821	6,314,025

債務負担行為に関する調書
(水道用水供給事業)

(本年度提出に係る分)

【追加】

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
会計システム等構築及び保守・運用等業務委託に係る経費	千円 19,920	—	—	令和10年度まで	千円 19,920	千円	千円	千円	千円 19,920

(本年度議決済みに係る分)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
十日市場浄水場インバータ設備更新に係る経費	千円 582,000	—	—	令和5年度まで	千円 582,000	千円	千円 149,490	千円	千円 432,510
第2中継ポンプ場電気計装設備更新工事に伴う監視制御設備更新に係る経費	167,000	—	—	令和5年度まで	167,000				167,000
大寺浄水場特別高圧受変電所耐震化工事(建替)に伴う実施設計業務委託に係る経費	108,000	—	—	令和6年度まで	108,000				108,000
大寺浄水場ブロック形成池1号池プロキユレータ点検整備に係る経費	22,000	—	—	令和5年度まで	22,000				22,000
第2南部調整池2号池修繕に係る経費	296,000	—	—	令和5年度まで	296,000				296,000
水道施設強靱化に向けた対策検討業務委託に係る経費	4,250	—	—	令和5年度まで	4,250				4,250

(過年度議決済みに係る分)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
第2中継ポンプ場設備更新に係る経費	千円 1,286,000	—	—	令和5年度まで	千円 1,286,000	千円	千円 202,330	千円	千円 1,083,670
浄水場運転管理業務委託に係る経費	1,270,000	—	—	令和6年度まで	1,270,000				1,270,000
かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託に係る経費	20,000	令和2年度から 令和3年度まで	4,954	令和5年度まで	15,046				15,046

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業予定貸借対照表
(水道用水供給事業)

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		
1	固 定 資 産	
	(1)有形固定資産	
イ	土地	4,878,004
ロ	建物	11,182,504
	減価償却累計額	<u>△ 6,876,159</u>
ハ	構築物	68,515,753
	減価償却累計額	<u>△ 39,157,346</u>
ニ	機械及び装置	33,887,324
	減価償却累計額	<u>△ 23,144,297</u>
ホ	車両運搬具	16,512
	減価償却累計額	<u>△ 12,776</u>
ヘ	船舶	4,956
	減価償却累計額	<u>△ 4,708</u>
ト	工具、器具及び備品	474,062
	減価償却累計額	<u>△ 313,470</u>
チ	建設仮勘定	<u>1,148,405</u>
	有形固定資産合計	50,598,764
	(2)無形固定資産	
イ	施設利用権	61,622
ロ	その他無形固定資産	<u>1,579</u>
	無形固定資産合計	<u>63,201</u>
	固定資産合計	50,661,965
2	流 動 資 産	
(1)	現金・預金	6,314,025
(2)	未収金	485,225
(3)	貯蔵品	<u>26,000</u>
	流動資産合計	<u>6,825,250</u>
	資 産 合 計	<u><u>57,487,215</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	4,584,933		
企業債合計		4,584,933	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	379,816		
引当金合計		379,816	
固定負債合計			4,964,749
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	666,906		
企業債合計		666,906	
(2) 未払金		854,113	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	31,953		
ロ 法定福利費引当金	6,141		
引当金合計		38,094	
(4) その他流動負債		8,882	
流動負債合計			1,567,995
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		18,773,497	
(2) 長期前受金 収益化累計額		△ 12,369,652	
繰延収益合計			6,403,845
負債合計			12,936,589
6 資本金	資本の部		
(1) 出資金		18,876,612	
(2) 組入資本金		23,299,916	
資本金合計			42,176,528
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	1,524,093		
ロ 受贈財産評価額	233		
ハ その他資本剰余金	309		
資本剰余金合計		1,524,635	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	603,838		
ロ 当年度未処分利益剰余金	245,625		
利益剰余金合計		849,463	
剰余金合計			2,374,098
資本合計			44,550,626
負債資本合計			57,487,215

議案第 3 号

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 3 1 年かず
さ水道広域連合企業団条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「1 8 日」の次に「（1 月間の日数（かずさ水道広域連合企業団の休日
を定める条例（平成 3 1 年かずさ水道広域連合企業団条例第 2 号）第 2 条第 1 項各号に掲げ
る日の日数は、参入しない。）が 2 0 日に満たない日数の場合にあつては、1 8 日から 2 0
日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和 3 年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

○令和3年度決算における未処分利益剰余金の処分

1 水道事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	25,222,549,852	3,029,023,924	1,924,185,309
議会の議決による処分類	871,278,527	0	△ 1,649,727,544
減債積立金への積立	0	0	△ 778,449,017
資本金への組入	871,278,527	0	△ 871,278,527
処分後残高	26,093,828,379	3,029,023,924	(繰越利益剰余金) 274,457,765

2 水道用水供給事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	40,911,147,535	1,524,635,153	2,059,118,106
議会の議決による処分類	1,255,279,744	0	△ 1,859,118,106
減債積立金の積立	0	0	△ 603,838,362
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	1,255,279,744	0	△ 1,255,279,744
処分後残高	42,166,427,279	1,524,635,153	(繰越利益剰余金) 200,000,000

議案第 5 号

令和 3 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 11 月 14 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

決算書、意見書及び付属資料は別冊のとおり

議案第6号

監査委員の選任について

次の者をかずさ水道広域連合企業団監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年11月14日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

住 所 富津市富津2444
氏 名 佐久間 勇
生年月日 昭和30年9月16日

報告第1号

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和4年11月14日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費										
		畑沢地先道路改良工事に伴う配水管改良工事	48,840,000	0	48,840,000	0	0	48,840,000	0	0	木更津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		祇園一丁目地先下水道工事に伴う配水管改良工事	14,476,000	0	14,476,000	0	0	14,476,000	0	0	木更津市施工の下水道工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		笹子地先道路改良工事に伴う配水管改良工事	5,720,000	0	5,720,000	0	0	5,720,000	0	0	木更津市施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		祇園三丁目地先下水道工事に伴う配水管改良工事	15,950,000	0	15,950,000	0	0	15,950,000	0	0	木更津市施工の下水道工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		井尻地先道路改良工事に伴う配水管改良工事	9,185,000	0	9,185,000	0	0	9,185,000	0	0	君津土木事務所施工の道路改良工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(木更津市域)
		祇園二丁目地先下水道工事に伴う仮設配水管布設工事	6,798,000	0	6,798,000	0	0	6,798,000	0	0	木更津市から令和4年度に実施予定であった水道管移設工事の前倒し実施依頼があり、工事日数を確保するため、履行期間を2か年に設定したため。(木更津市域)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫補助金	企業債	損益剰定留保資金					
1資本的支出	1建設改良費	本郷一丁目地先排水路整備に伴う配水管改良工事	5,720,000	0	5,720,000	0	0	5,720,000	0	0	令和4年度に実施予定であった本郷一丁目地先排水路整備工事が令和3年度に前倒しとなり、本工事を発注する必要が生じ、履行期間を2か年に設定したため。(木更津市域)		
		中野一丁目地先配水管更新工事	81,015,000	71,303,045	9,711,955	2,921,000	0	6,790,955	0	0	ダクタイトル鑄鉄管に使用している塗料の不適切行為による出荷停止に伴い、工事を一時見合わせ、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)		
		清和市場浄水場構築物等更新工事	42,471,000	26,831,453	15,639,547	5,213,000	10,400,000	0	26,547	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)	
		高水・利根地先配水管更新工事	55,308,000	48,492,642	6,815,358	2,029,000	0	4,786,358	0	0	0	君津市施工の法面補修工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)	
		下湯江地先配水管切廻し工事	2,035,000	0	2,035,000	0	0	2,035,000	0	0	0	君津土木事務所施工の用排水路工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(君津市域)	
		車両一体型給水タンク車(富津・袖ヶ浦市域)購入	23,541,312	0	23,541,312	0	0	23,541,312	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、本契約期間までの納入が困難となったため。(富津・袖ヶ浦市域)
		神納地先配水管改良工事	78,067,000	72,468,000	5,599,000	1,595,000	0	4,004,000	0	0	0	0	ダクタイトル鑄鉄管に使用している塗料の不適切行為による出荷停止に伴い、工事を一時見合わせ、工期内での完了が困難となったため。(袖ヶ浦市域)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益剰余金			
1資本的支出	1建設改良費	令和奈良輪地先配水管橋梁添架工事	21,569,900	0	21,569,900	0	0	21,569,900	0	0	袖ヶ浦市施工の道路築造工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(袖ヶ浦市域)
		林加圧場自家用発電機設置工事	14,355,000	0	14,355,000	3,297,000	0	11,058,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(袖ヶ浦市域)
		奈良輪地先配水管改良工事	30,910,000	0	30,910,000	0	0	30,910,000	0	0	歩道の掘削を行ったところ擁壁の傾斜部に沿って地盤崩れが発生し、袖ヶ浦市道路管理者との施工方法協議に期間を要し、残工事の施工方法も変更することとなり、工期内での完了が困難となったため。(袖ヶ浦市域)
		道路築造工事に伴う奈良輪地先配水管布設工事	10,483,000	0	10,483,000	0	0	10,483,000	0	0	袖ヶ浦市施工の道路築造工事が遅延したことに伴い、工期内での完了が困難となったため。(袖ヶ浦市域)
		公共基準点移設復旧業務委託	935,000	0	935,000	0	0	935,000	0	0	0
合 計			467,379,212	219,095,140	248,284,072	15,055,000	10,400,000	222,829,072	0	0	

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道用水供給事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
1資本的支出	1建設改良費	大寺浄水場中間ポンプ棟中央監視設備更新工事	円 242,000,000	円 0	円 242,000,000	円 242,000,000		円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場薬品注入機械設備更新及び浄水場PAC追加注入機械設備工事	円 171,811,200	円 0	円 171,811,200	円 171,811,200		円 0	円 0	設備への機器の据付けにあたり、据付箇所の耐震性が脆弱であることが判明し、補強を行うため工法を変更することとなり、材料調達・製作に時間を要したことにより工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場薬品注入電気計装設備更新及び浄水場PAC追加注入電気設備工事	円 168,979,800	円 0	円 168,979,800	円 168,979,800		円 0	円 0	関連工事の追加工事により、既設設備の撤去に遅れが生じ、工程及び作業内容の見直しを行うこととなり、工期内での完了が困難となったため。
		大寺浄水場薬品注入電気計装設備更新及び浄水場PAC追加注入電気設備工事に伴う監視制御設備工事	円 54,923,000	円 0	円 54,923,000	円 54,923,000		円 0	円 0	関連工事の追加工事により、既設設備の撤去に遅れが生じ、工程及び作業内容の見直しを行うこととなり、工期内での完了が困難となったため。
		大寺・十日市場浄水場水质計器更新工事	円 167,200,000	円 0	円 167,200,000	円 167,200,000		円 0	円 0	円 0
合	計		円 804,914,000	円 0	円 804,914,000	円 804,914,000	円 0	円 0	円 0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	円			
1水道事業費用	1 営業費用	十日市場浄水場ポンプ設備点検整備工事	円 29,282,000	円 0	円 29,282,000	円 29,282,000	円 0	円 0	円 0	ポンプの点検整備において、部品の追加交換が必要となったが、銅材需要の高まりによる供給不足により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
		大寺・十日市場浄水場弁類点検整備工事	11,451,000	0	11,451,000	11,451,000	0	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。
合		計	40,733,000	0	40,733,000	40,733,000	0	0	0	

報告第 2 号

令和 3 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条
第 1 項の規定により、令和 3 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に
基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

**令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく
資金不足比率算定表**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道事業)	－%	20%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道用水供給事業)	－%	

表中資金不足比率の欄の「－」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

資金不足比率の算定

資金不足比率は、資金不足を、事業規模（営業収益の規模）と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、算定式は次のとおりとなります。

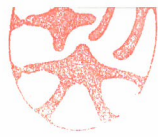
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \left((\text{流動負債} - \text{控除企業債※1}) - (\text{流動資産} - \text{控除額※2}) \right)}{\text{事業の規模} \quad (\text{営業収益})}$$

※1 1年以内に償還の企業債

※2 未収金のうち現金会計である他会計から収入する予定のものであって、当該他会計の令和3年度決算において歳出として計上されなかったもの

		(単位：千円)
水道事業	$= \frac{(6,249,505 - 1,821,244) - (9,571,671 - 722)}{8,540,128}$	$= \frac{\Delta 5,142,688}{8,540,128} = -\%$
水道用水 供給事業	$= \frac{(1,949,557 - 782,384) - 7,598,600}{5,808,673}$	$= \frac{\Delta 6,431,427}{5,808,673} = -\%$
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>『資金の不足額』がマイナスとなる場合、流動資産が流動負債を上回るため、資金の不足がないことを表します。</p> </div>		

以上により算定した結果、水道事業及び水道用水供給事業のいずれも資金の不足額がないことから、「資金不足比率なし」となります。



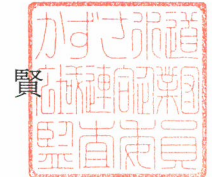
か 水 広 監 第 8 号
令 和 4 年 9 月 1 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 渡 辺 芳 邦 様

かずさ水道広域連合企業団

監 査 委 員 多 田



監査委員職務執行者 石 井 志 郎

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項
の規定により審査に付された令和3年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。



令和 3 年 度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

令和3年度の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として、決算書等関係書類を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計 (水道事業)	—	20%
水道事業会計 (水道用水供給事業)	—	

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

いずれの会計においても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

$$\text{水道事業} = \frac{\text{資金の不足額 } \Delta 5,142,688 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 8,540,128 \text{ 千円}}$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{\text{資金の不足額 } \Delta 6,431,427 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 5,808,673 \text{ 千円}}$$